

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000254 泉官衙遺跡郡庁院古代建物造営技術再現・復元工事
	履行場所	南相馬市原町区泉字町地内外
	種 類	工事
	概 要	工事概要：郡庁院南殿・塀復元工事 南殿 木造平屋 床面積＝79.38㎡ 切妻屋根 目板葺き 塀 木造板塀 H＝3.03m×W＝30.3m 電気設備工事
相 手 方	名 称	石川建設工業株式会社
	代 表 者	代表取締役社長 石川 俊
	所 在 地	南相馬市 原町区大町三丁目 30 番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項	
	☒ 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	☐ 3 号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	☐ 4 号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	☐ 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	☐ 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	☐ 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	☐ 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	☐ 9 号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 当該工事は、泉官衙遺跡史跡公園整備事業に伴い、古代建物の復元を行うものである。伝統的工法を用いて歴史的な建築物を再現することを目的とする工事であることから、復元の真正性を担保するため、その施工においては、設計・仕様に忠実に従うだけでなく、木造建造物の伝統技術を受け継ぐ技能者が、設計図等に表すことのできない材の特性に応じて、部材の加工から現地での建て方、仕上げに至る一連の施工を手作業で行う必要がある。工事は令和 6 年度泉官衙遺跡郡庁院南殿・塀復元工事において調達・製材された材を用いて行うものであり、当該業者は同工事を受注した業者であることから、材の特性を熟知するとともに、技能者の手法上の特徴やクセも含めて統一的で一貫した施工を行うことのできる唯一の業者であることから、当該工事の目的である古代建物の再現を適切に遂行できる当該業者との随意契約とする。	
工事等担当課名 [教育委員会教育委員会事務局文化財課]		

※地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 2025000353 牛来浄水場汚泥掻寄機水中部外更新工事
	履行場所	南相馬市原町区牛来字石橋 地内
	種 類	工事
	概 要	【掻寄機及び急速攪拌機更新】 ・ 掻寄機 2基 ・ 急速攪拌機 1台
相 手 方	名 称	株式会社水機テクノス 仙台支店
	代 表 者	支店長 大場 隆寛
	所 在 地	宮城県 仙台市 青葉区一番町2丁目10番17号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	■ 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	□ 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	□ 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	□ 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	□ 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	□ 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	□ 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	□ 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本工事においては、毎年行っている牛来浄水場の機械設備保守点検業務委託の結果を受け、急速攪拌機の減速機の経年劣化による分解整備及び汚泥掻寄装置の駆動チェーン及び掻寄チェーン用スプロケットの関連部材の劣化（摩耗）が生じているため、当該装置の一部の部材を更新するものである。 当該設備の分解整備と掻寄装置の更新は、当該設備を製造・設置した業者以外では、工事を行うことが困難であり、既存設備と互換性があり機器接続が問題なく施工できるのは当該装置の製造業者である株式会社水機テクノス仙台支店であることから随意契約とする。	
工事等担当課名 〔 建設部水道課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。